

令和4年度真室川町空き家空き店舗活用支援事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、中小小売業等の活性化及び空き家空き店舗の解消を図り、活力ある地域づくりを行うため、真室川町補助金等交付規則(平成28年規則第17号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付し、真室川町内において事業を営もうとする者等を支援することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、「空き家空き店舗等」とは、真室川町内の店舗、事務所及び住宅等のうち概ね6カ月以上使用されなくなっているもので、町がその内容を確認したものをいう。

(補助対象事業等)

第3条 補助対象事業、補助要件、補助対象者、補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表第1のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助金交付申請書(別記様式第1号。以下「申請書」という。)に次の書類を添えて町長に提出しなければならない。この場合において、補助金交付申請書の提出期限は、町長が別に定める日とする。

(1) 事業計画書

(2) 個人にあっては前期の確定申告書及び決算書の写し、法人にあっては前期の決算書の写し

(3) もがみ北部商工会による事業推薦書

(4) その他町長が必要と認める書類

2 申請者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかでない場合には、これを減額して申請するものとする。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

(軽微な変更)

第5条 規則第7条第1項第1号に定める軽微な変更は、別に定めるもののほか次のとおりとする。

(1) 補助対象経費の20%以内の額の変更

(2) 補助目的の達成に支障を来すことなく、かつ、事業能率の低下をもたらさない事業計画の細部の変更

(実績報告)

第6条 申請者は、補助事業完了の日から起算して30日を経過する日又は令和5年4月7日のいずれか早い日までに、実績報告書(別記様式第2号)に次の書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業に係る収支決算書
- (2) 財産管理台帳(別記様式第3号)
- (3) その他町長が必要と認める書類

2 第4条第2項ただし書により交付の申請をした申請者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告するものとする。

3 第4条第2項ただし書により交付の申請をした申請者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した申請者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を空き家空き店舗活用支援事業の実施における仕入れに係る消費税等相当額報告書(別記様式第4号)により速やかに町長に報告するとともに、町長の返還命令を受けてこれを返還するものとする。

(概算払い)

第7条 補助金は、交付すべき補助金の額が確定した後に支払うものとする。ただし、町長が必要と認めるときは、補助金の概算払をすることができる。

2 補助金の概算払を受けようとするときは、補助金概算払請求書(別記様式第5号)を町長に提出しなければならない。

(帳簿の備付等)

第8条 規則第12条に規定する帳簿及び証拠書類は、事業終了年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

2 証拠書類は、事業終了年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

別表第 1(第 3 条関係)

事業名：空き家空き店舗活性化事業

補助対象事業	<p>町内において、空き家空き店舗等を利用して行う建設業、製造業、情報通信業、卸売・小売業、飲食店、宿泊業、教育・学習支援業、サービス業等。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、補助対象から除く。</p> <p>(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)の適用を受ける事業</p> <p>(2) 射倅的娯楽業及びそれに付帯するサービス業(パチンコホール、射的場、場外馬券売場、風俗関連のサービス業等)</p> <p>(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に掲げる暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織及びその構成員の利益となると認められる事業</p>										
補助要件	<p>(1) 3 年以上事業を継続できるものであること。3 年間経過せずに廃業した場合は補助金を返還すること。</p> <p>(2) 過去に真室川町の空き店舗活用制度と同等の制度を利用した施設ではないこと。</p> <p>(3) 景観等に配慮した施設とすること。</p> <p>(4) 居住地(法人の場合は本社所在地)が町内であること。</p> <p>(5) 町税を完納していること。</p> <p>(6) 経営状況等から判断して、補助金の交付が必要と認められること。具体的には申請時にもがみ北部商工会からの事業推薦書を添付すること。また開業後は 3 年間の経営指導を受け、その報告書を提出すること。</p>										
対象補助者	<p>町内の空き家空き店舗等を 3 年以内に取得又は賃借して出店する事業者で、改修等により下記の経費を支出する者</p>										
補助対象経費	<table border="1" data-bbox="272 1312 1098 1655"> <thead> <tr> <th>経費区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設整備費</td> <td>工事費、設計監理費</td> </tr> <tr> <td>設備費</td> <td>設備費</td> </tr> <tr> <td>備品購入費</td> <td>備品購入費</td> </tr> <tr> <td>その他経費</td> <td>既存設備除去費等 ※その他経費は全体の 1/3 を超えない範囲とする</td> </tr> </tbody> </table> <p>※土地、建物の取得費は補助対象外とする。</p>	経費区分	内容	施設整備費	工事費、設計監理費	設備費	設備費	備品購入費	備品購入費	その他経費	既存設備除去費等 ※その他経費は全体の 1/3 を超えない範囲とする
経費区分	内容										
施設整備費	工事費、設計監理費										
設備費	設備費										
備品購入費	備品購入費										
その他経費	既存設備除去費等 ※その他経費は全体の 1/3 を超えない範囲とする										
補助率	<p>補助対象経費の 2 分の 1 以内</p>										
限度補助額	<p>1,500 千円</p>										

※補助金額については、千円未満を切り捨てるものとする。

年 月 日

真室川町長 様

住所

氏名

真室川町空き家空き店舗活用支援事業費補助金交付申請書

下記のとおり真室川町空き家空き店舗活用支援事業費補助金の交付を受けたいので、令和4年度真室川町空き家空き店舗活用支援事業費補助金交付要綱第4条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

なお、本申請の審査を行うにあたり、私の町税の納入状況を調査することを承諾します。

記

1	事業名	真室川町空き家空き店舗活用支援事業	
2	補助事業に要する経費	①	円
		②	円
		③	円
		④	円
3	空き店舗等の所在地	真室川町	
4	補助金交付申請額	円	

添付書類

- ・事業計画書(別紙様式)
- ・補助事業開始前の施行箇所等の写真及び平面図
- ・宣誓書
- ・その他町長が必要と認める書類

事 業 計 画 書
(真室川町空き家空き店舗活用支援事業)

1 所在地	真室川町		
2 構造等			
3 店舗の面積	建物全体	㎡	
	対象店舗部分	㎡	
4 所有者	住所		
	氏名		
5 補助対象 となる改修 工事の内容			
6 購入・賃借の別	購 入 ・ 賃 借		
7 賃借料	月額	円	
8 賃借人	住所		
	氏名		
9 賃借期間	自	年	月 日
	至	年	月 日

10 事業収支計画

収入		支出	
真室川町補助金	円	賃借料	円
自己資金	円	(か月分)	
合計	円	合計	円

11 添付書類

- ・ 店舗企画書(任意書式)
- ・ 店舗の位置図
- ・ 店舗の平面図
- ・ 賃借契約書の案
- ・ 施工業者等の見積書の写し
- ・ その他町長が特に必要と認める書類

年 月 日

真室川町長 様

住所

氏名

真室川町空き家空き店舗活用支援事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け真指令第 号で補助金の交付決定を受けた真室川町空き家空き店舗活用支援事業を完了しましたので、令和4年度真室川町空き家空き店舗活用支援事業費補助金交付要綱第6条の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 補助事業に要した経費 円
- 2 補助金の額 円
- 3 補助事業の実施期間 令和4年 月 日 ~ 令和 年 月 日
- 4 添付書類
 - ・ 補助事業に係る収支決算書
 - ・ 施工業者等の領収書(写)
 - ・ 補助事業実施時及び完了時の現場写真
 - ・ その他町長が必要と認める書類

様式第3号(第6条関係)

財産管理台帳

申請者名				事業実施 年 度	年 度	経費の区分				処分制限期間		処分の状況		摘 要
事業の内容				工 期		総事業費	負担区分			耐 用 年 数	処分制限 年 月 日	承 認 年 月 日	処分の 内 容	
事業名 (事業種目名)	工種構造 施設区分	施工箇所 又は 設置場所	事業量	着 工 年 月 日	竣 工 年 月 日		県補助金	市町村費	その他					
合 計														

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等の別を記入すること。
 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付先、抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

真室川町長 氏 名 殿

団体名 代表者氏名

令和4年度真室川町空き家空き店舗活用支援事業の実施における
仕入れに係る消費税等相当額報告書

令和 年 月 日付け真指令第 号で補助金交付決定通知のあった令和4年度真室川町空き家空き店舗活用支援事業について、令和4年度真室川町空き家空き店舗活用支援事業費補助金交付要綱第6条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

記

- 1 真室川町補助金等交付規則第6条の補助金の交付決定額
金 円
- 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額
金 円
- 4 補助金返還相当額(3-2)
金 円

(注) 参考となる資料を添付すること。

真室川町長 氏 名 殿

団体名 代表者氏名

令和 4 年度真室川町空き家空き店舗活用支援事業費補助金概算払請求書

令和 年 月 日付け真指令第 号により補助金の交付決定の通知のあった令和 4 年度真室川町空き家空き店舗活用支援事業費補助金について、下記により金円の支払を請求する。

記

- 1 交付決定額
- 2 既受領済額
- 3 今回請求額
- 4 振込先
 - ①金融機関名（本支店（所）名）
 - ②預貯金種別
 - ③口座番号
 - ④口座名義人

(注) 出来高を確認することができる資料を添付すること。

宣 誓 書

真室川町長 殿

この度交付申請を行う真室川町空き家空き店舗活用支援事業補助金により開始する事業について、真室川町空き家空き店舗活用支援事業補助金交付要綱第3条の規定に基づき、下記のとおり相違ないことを誓います。また、下記の内容に反した場合には、補助金を返還いたします。

記

- (1) 3年以上事業を継続すること。
- (2) 景観等に配慮した施設とすること。
- (3) 居住地(法人の場合は本社所在地)が町内であること。
- (4) 町税を完納していること。

令和 年 月 日

住 所 真室川町大字

氏 名
